

令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果

令和3年10月

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

【資料1】調査の概要

<調査対象期間>

令和2年度間（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

<調査対象>

岡山県内すべての小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校

学校種別	学校数（校）	児童生徒数（人）
小学校	385	98,893
中学校	164	50,683
中等教育学校	2	1,090
高等学校	88	55,155
特別支援学校 ※	16	2,265
計	655	208,086

※ 特別支援学校については、いじめに関する調査のみ実施

【資料2】いじめを認知した学校数、認知件数、解消率 等

- ・認知件数は、全ての校種で減少し、全体では758件減少した。
- ・いじめの解消率は、全ての校種で減少し、全体では7.1%減少した。

<国立・公立・私立 計> ※県…岡山市（政令市）を除く公立学校

年度	認知した学校数	認知件数		いじめの解消率 (%)			1校当たりの件数		1,000人当たりの件数		
	岡山県	岡山県	※県	岡山県	※県	全国	岡山県	全国	岡山県	※県	全国
平成30年度	598	3,927	2,850	79.5	76.8	84.3	5.9	14.6	18.5	21.1	40.9
令和元年度	611	3,830	3,106	77.4	75.2	83.2	5.8	16.5	18.3	23.6	46.5
令和2年度	575	3,072	2,401	70.3	70.7	77.4	4.6	14.1	14.8	18.6	39.7

○ いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

○ 「いじめの解消率」：解消しているもの ÷ 認知件数 × 100

○ いじめの解消については、平成28年度調査から定義が次のとおり変更となっている。「いじめが解消している状態とは、少なくとも

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット含む）が止んでいる状態が相当の期間継続（3か月が目安）していること。
 - ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- の2つの要件が満たされている必要があり、状況に応じて他の事情も勘案して判断する。

<校種別：国立・公立・私立 計>

小学校				
年度	校数	件数	解消率 (%)	
	岡山県	岡山県	岡山県	全国
H30	356	2,502	78.8	84.7
R1	365	2,268	73.5	83.6
R2	343	1,877	68.2	77.5

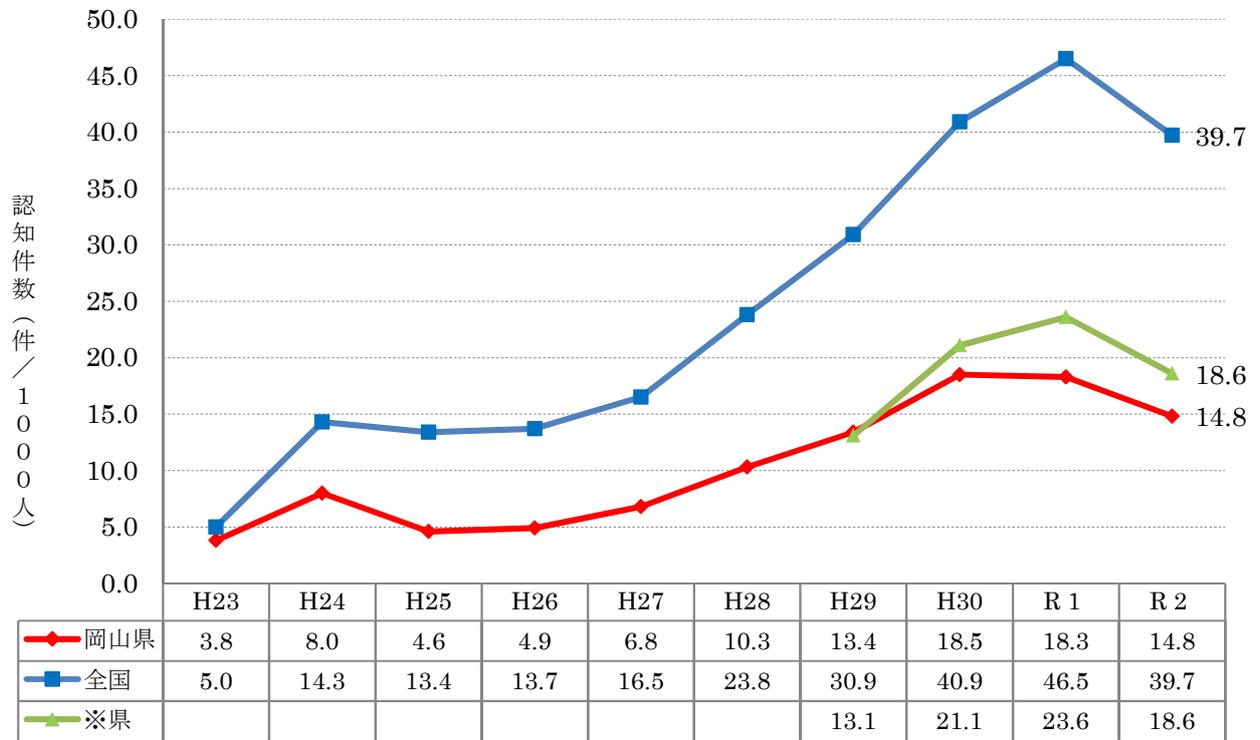
中学校				
年度	校数	件数	解消率 (%)	
	岡山県	岡山県	岡山県	全国
H30	160	957	78.0	82.9
R1	159	1,038	82.3	81.5
R2	149	775	71.0	76.9

高等学校				
年度	校数	件数	解消率 (%)	
	岡山県	岡山県	岡山県	全国
H30	70	355	86.2	83.0
R1	73	361	85.6	82.9
R2	69	304	80.3	79.4

特別支援学校				
年度	校数	件数	解消率 (%)	
	岡山県	岡山県	岡山県	全国
H30	12	113	87.6	80.2
R1	14	163	81.6	79.9
R2	14	116	74.1	77.6

※ 中学校には中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む（以下、同じ）。

1,000人当たりのいじめの認知件数の推移（小中高特計）



【資料3】高等学校中途退学者の状況

・中退者数は、全ての課程で減少し、全体の中退率も0.3%減少した。

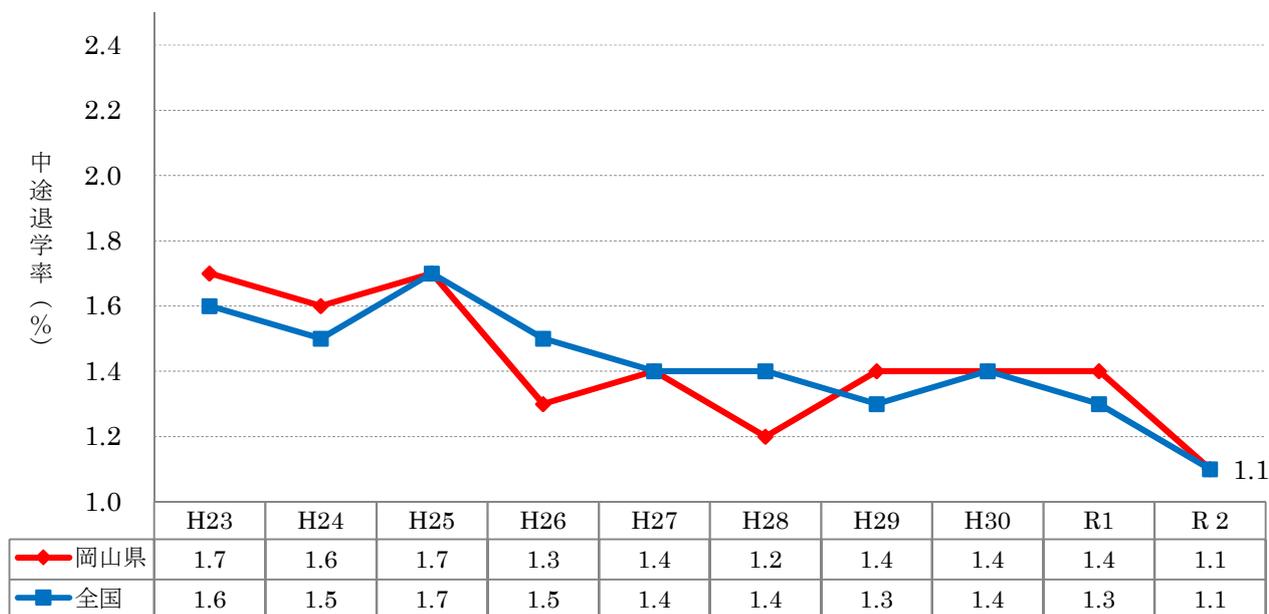
<公立・私立 計>

中退者数・中退率等		公立・私立			
		中途退学者数	在籍者数 <4/1 現在>	中退率 (%)	
年度	課程			岡山県	全国
平成30年度	全日制	561	52,679	1.1	1.0
	定時制	78	1,275	6.1	9.1
	通信制	158	2,983	5.3	5.4
	計	797	56,937	1.4	1.4
令和元年度	全日制	496	51,440	1.0	0.9
	定時制	87	1,275	6.8	8.3
	通信制	221	3,336	6.6	4.6
	計	804	56,051	1.4	1.3
令和2年度	全日制	357	50,022	0.7	0.7
	定時制	81	1,234	6.6	6.9
	通信制	195	4,440	4.4	3.7
	計	633	55,696	1.1	1.1

○ 中途退学者の定義

「中途退学者」とは、当該年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規定（いわゆる飛び入学）により大学へ進学した者は含まない。

高等学校中途退学率の推移（国公立計）



【資料4】長期欠席・不登校等の状況

・不登校者数は、小学校で増加、中・高等学校で減少した。

<国立・公立・私立 計> ※県 … 岡山市（政令市）を除く公立学校

校種	年度	長期欠席者数	理由別人数					1,000人当たりの不登校児童生徒数		
			病気	経済的理由	不登校	※1 新型コロナウイルスの 感染回避	※2 その他	岡山県	※県	全国
小学校	H30年度	1,888	663	0	772	—	453	7.6	6.8	7.0
	R元年度	1,870	580	0	909	—	381	9.1	8.4	8.3
	R2年度	2,193	346	0	933	322	592	9.4	8.3	10.0
中学校	H30年度	2,679	668	0	1,599	—	412	30.9	29.3	36.5
	R元年度	2,977	811	0	1,746	—	420	34.1	34.0	39.4
	R2年度	3,103	789	0	1,667	199	448	32.5	32.4	40.9
高等学校	H30年度	1,786	363	4	1,195	—	224	22.2	—	16.3
	R元年度	1,648	340	19	1,131	—	158	21.5	—	15.8
	R2年度	1,480	315	4	874	110	177	17.0	—	13.9

○ R2調査における長期欠席者数の定義変更について

(1) 長期欠席者数の定義

R1調査以前 調査対象年度間に連続又は断続して30日以上欠席（出席停止・忌引き等を除く。）した児童生徒数。

R2調査 令和3年3月31日現在の在学者のうち、令和2年度間に連続又は断続して30日以上欠席（出席停止・忌引き等を含む。）した児童生徒数。

(2) 理由別長期欠席者数の定義

「不登校」：何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒本人が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者。（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）

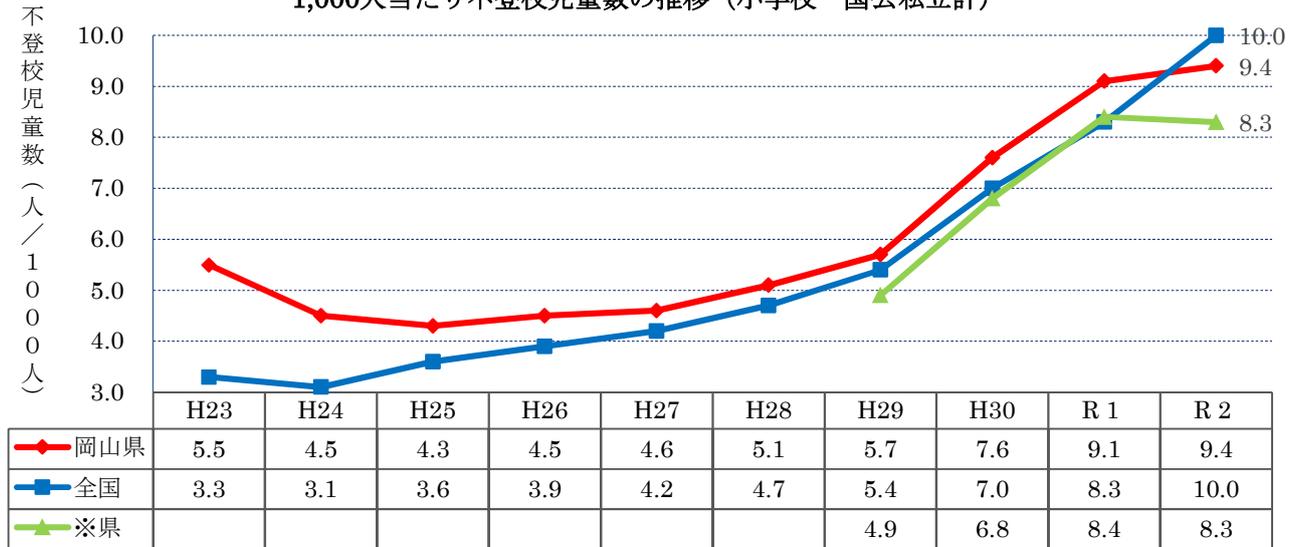
※1 「新型コロナウイルスの感染回避」：新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでないと校長が判断した者。

※2 「その他」：上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「新型コロナウイルスの感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席している者。

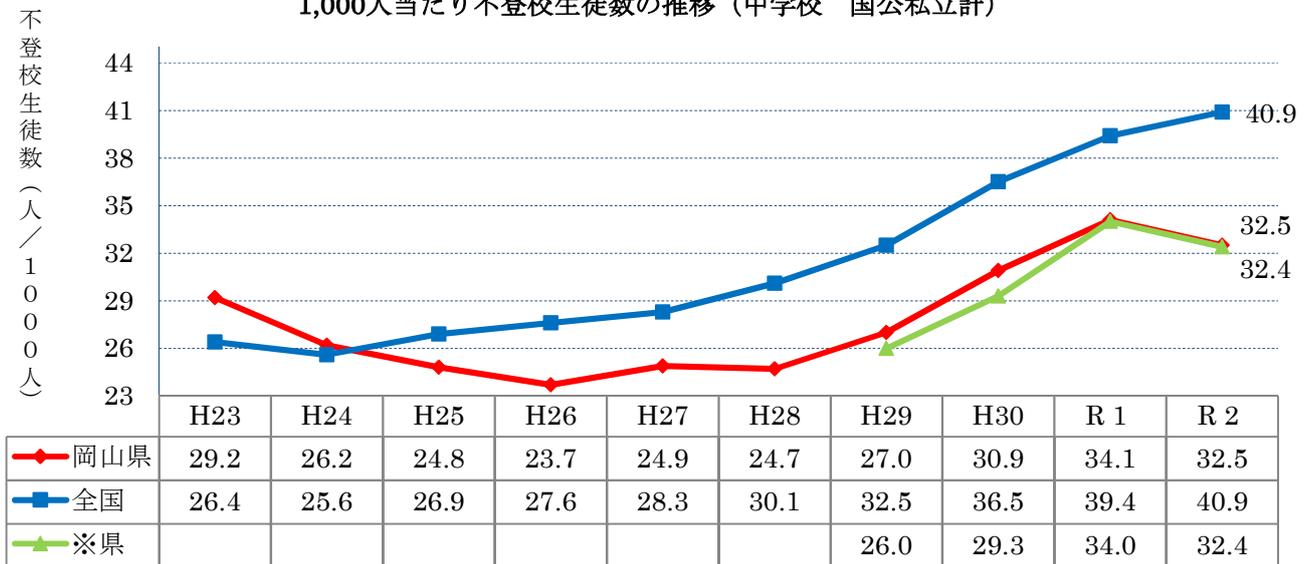
<その他の具体例>

- ・保護者の教育に関する考え方の無理解、外国での長期滞在者など
- ・30日以上欠席（出席停止・忌引き等を含む。）した者で、新型コロナウイルス感染症に罹患もしくは濃厚接触者となり「出席停止・忌引き等」となった日数や、新型コロナウイルス感染症に関係のない「出席停止・忌引き等」（インフルエンザ等）となった日数を減じると、欠席が29日以下となる者。

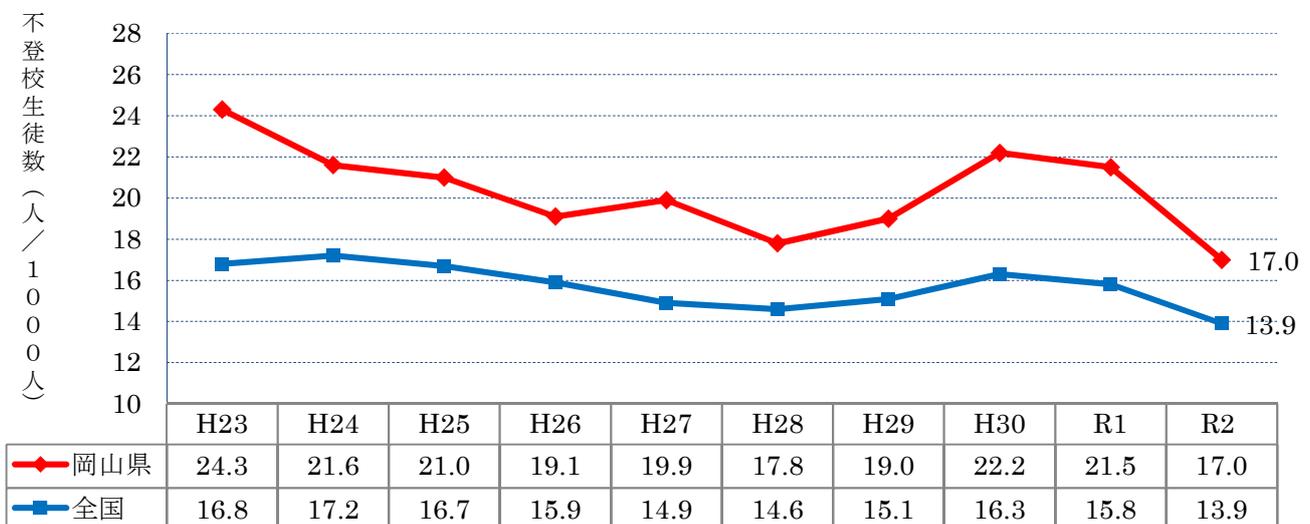
1,000人当たり不登校児童数の推移（小学校 国公立計）



1,000人当たり不登校生徒数の推移（中学校 国公立計）



1,000人当たり不登校生徒数の推移（高等学校 国公立計）



【資料5】暴力行為の状況

・発生件数は、小学校は前年度と同じ、中・高等学校で減少し、全体では211件減少した。

＜発生件数 国立・公立・私立 計＞ ※県 … 岡山市（政令市）を除く公立学校

小中高合計	発生件数		1,000人当たりの発生件数		
	岡山県	※県	岡山県	※県	全国
平成30年度	1,255	584	6.0	4.4	5.5
令和元年度	1,344	611	6.5	4.8	6.1
令和2年度	1,133	500	5.5	3.9	5.1

○ 「1000人当たりの発生件数」：発生件数計 ÷ 在籍児童（生徒）数 × 1000

○ -はデータなし

○ 暴力行為の定義

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。

校種	年度	学校総数	発生学校数	発生件数計
	令和元年度	386	146	523
	令和2年度	385	130	523

1,000人当たりの発生件数		
岡山県	※県	全国
4.4	3.3	5.7
5.2	3.6	6.8
5.3	3.1	6.5

中学校	平成30年度	166	107	650
	令和元年度	166	110	656
	令和2年度	166	101	507

12.6	9.4	8.9
12.8	9.9	8.8
9.9	8.0	6.6

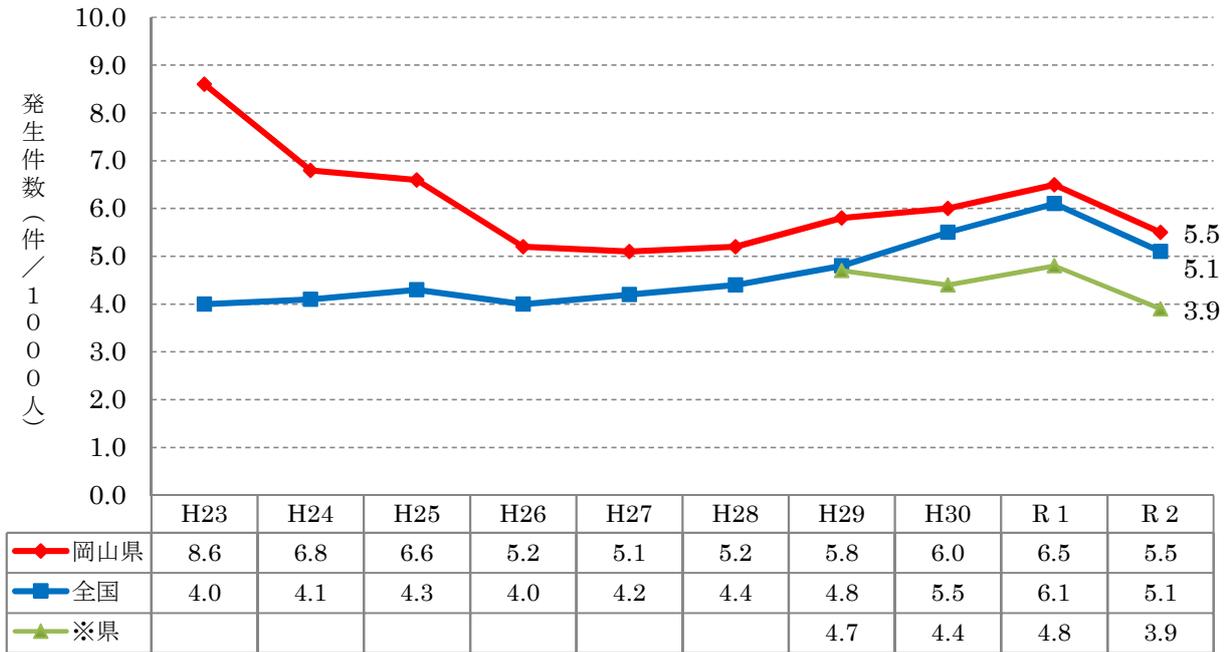
高等学校	平成30年度	90	53	156
	令和元年度	90	51	165
	令和2年度	90	39	103

2.9	-	2.1
2.9	-	2.0
1.8	-	1.2

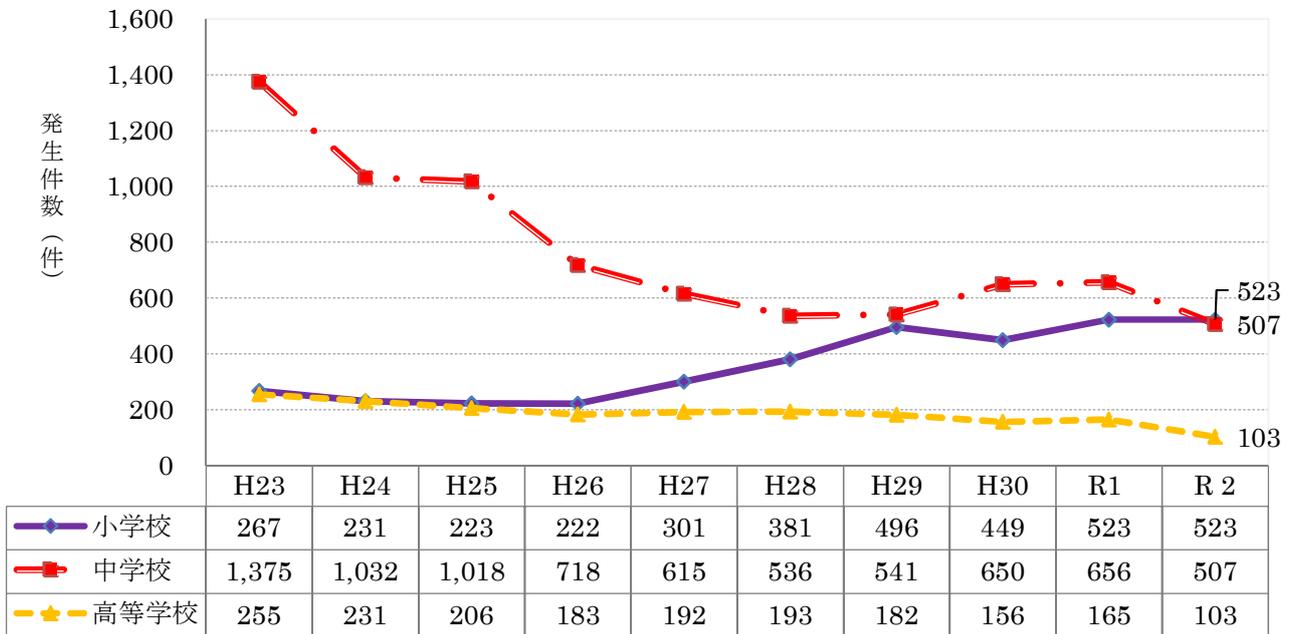
＜形態別発生件数 国立・公立・私立 計＞

	対教師暴力				生徒間暴力				対人暴力				器物損壊			
	小	中	高	計	小	中	高	計	小	中	高	計	小	中	高	計
H30	82	141	11	234	308	407	116	831	5	16	0	21	54	86	29	169
R1	93	129	13	235	370	428	112	910	5	10	11	26	55	89	29	173
R2	122	94	11	227	348	349	69	766	2	7	1	10	51	57	22	130

1,000人当たりの暴力行為の発生件数の推移（小中高計）



暴力行為の発生件数の推移（校種別）



総括（成果・課題及び対応等）

1. これまでの取組

① 魅力ある学校・学級づくり、児童生徒の主体的な活動の充実

- ・ 特別活動や道徳の充実を図り、自己存在感や充実感を得られる魅力ある学校・学級づくりと自己指導能力を育むわかる授業づくり
- ・ 心理検査等を活用し、学級集団の状態把握を基にした児童生徒の絆づくりの推進
- ・ スマホ・ネット問題に主体的に取り組む「OKAYAMAスマホサミット」の開催と普及

② 組織的な生徒指導体制の構築

- ・ 生徒指導担当者を核とした全教職員によるきめ細かな状況把握や情報共有に基づいた組織的対応など、学校の生徒指導体制の充実
- ・ いじめ問題対策基本方針に基づき、日常のきめ細かな観察、アンケート調査や個別面談等の工夫、及びいじめへの対応と確実な解消に向けた取組の徹底
- ・ 小学校への登校支援員の配置、専門指導員の巡回指導等による長期欠席・不登校への早期対応の充実、及び小・中学校における別室指導の実践研究の実施
- ・ 生徒指導専任リーダーの配置による、小学校における組織的な生徒指導の充実

③ 専門家や警察等関係機関との連携

- ・ S S Wの学校への巡回訪問等による、未然防止や早期対応も含めた支援の充実
- ・ S Cの小学校への配置拡充等による心のケアの充実や心理教育の実施
- ・ 学校警察連絡室等、関係機関との連携による問題行動への指導や、非行防止教室、あいさつ運動等の取組による規範意識の向上

2. 成果と課題

- ・ 不登校者数は全体で312人減少し、出現割合も1.3ポイント減少と、近年の増加傾向から減少に転じた。
- ・ 暴力行為の発生件数は全体で211件減少し、発生割合も1.0ポイント減少と近年の増加傾向から減少に転じた。
- ・ 高等学校の中途退学者数は全体で171人減少し、中途退学率も0.3ポイント減少した。
- ・ 引き続き、いじめの積極的な認知と確実な解消に努めるとともに、全国的に増加傾向である不登校対策の一層の強化、及び暴力行為に対する取組の充実を図る。

3. 対応等

① 組織的生徒指導の更なる徹底

- ・ 『岡山型長期欠席・不登校対策スタンダード』の徹底
- ・ 不登校対策担当者を中心に、「支援対象者リスト」等を有効に活用し、個々の状態に応じた具体的な支援策を講じるための組織的対応力を強化
- ・ 担当教員及び支援員の配置による、不登校対策のための別室指導実践研究を小・中学校で更に拡充し、別室指導の在り方や取組の好事例の普及を促進
- ・ 不登校対策担当者のコーディネートによる登校支援員等の効果的な活用や取組の好事例の普及
- ・ 生徒指導専任リーダーの配置による、小学校における生徒指導担当者の中核的機能強化の推進とその成果の普及

② 児童生徒の規範意識・コミュニケーション能力等の育成

- ・ 落ち着いた学習環境の下、夢や目標の具現化に向けた自己存在感や充実感を感じられる学校・学級づくり
- ・ 特別活動等の充実による自己有用感の高揚及び感情のコントロールやコミュニケーション能力の育成
- ・ 道徳教育や体験活動の充実、及び非行防止教室やあいさつ運動等の実施による規範意識等の醸成
- ・ 情報モラル教育の充実と、スマホの利用に関する家庭のルールづくりの啓発を促進

③ 専門家や関係機関、医療等との連携の推進

- ・ 組織的対応と早期対応を重視したS C、S S Wの積極的な活用
- ・ 学校警察連絡室等、関係機関と連携した取組の推進及び生徒指導ノウハウの普及